

I C Tサービス安心・安全研究会（第5回）  
消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG（第12回）  
合同会合

平成26年12月4日

1 日時 平成26年12月4日（木）14:00～16:00

2 場所 総務省11階 総務省第3特別会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

新美構成員（座長・WG主査）、大谷構成員、清原構成員、是枝構成員、近藤構成員、長田構成員、平野構成員、市川構成員、垣内構成員、北構成員、木村構成員、齋藤構成員、明神構成員、森構成員、若林構成員、上野オブザーバ代理、永谷オブザーバ、丸橋オブザーバ、山本オブザーバ、渡邊オブザーバ代理、大熊オブザーバ代理

（欠席：相田構成員、岡村構成員、桑子構成員、宍戸構成員、新保構成員、橋元構成員、沖野構成員、原田構成員、郷田オブザーバ）

○参考人

山本参考人（株式会社NTTドコモ）、藤田参考人（KDDI株式会社）、松井参考人（ソフトバンクモバイル株式会社）、大橋参考人（ワイモバイル株式会社）、西川参考人（携帯電話販売代理店団体設立準備会）

○総務省

桜井総務審議官、吉良総合通信基盤局長、吉田総合通信基盤局電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官、吉田消費者行政課長、飯倉電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、神谷消費者行政課課長補佐、橋本消費者行政課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

（1）消費者保護ルールの見直し・充実について

- 「ICTサービス安心・安全研究会 報告書」（案）に対するパブリックコメントの結果について
- 「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案等について
- 事業者・代理店等による取組について
- 「ICTサービス安心・安全研究会 報告書」（案）について

- (2) 青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた取組
  - (3) 「個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」の設置について
- (3) 閉会

## 5 議事要旨

### (1) 消費者保護ルールの見直し・充実について

- 「ICTサービス安心・安全研究会 報告書」(案)に対するパブリックコメントの結果について
  - ・事務局から資料1及び資料2について説明。

- 「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案等について
  - ・事務局から資料5及び参考資料1及び参考資料2について説明。

### ○事業者・代理店等による取組について

- ・事務局から、消費者保護の推進に関する関係者連絡会（非公開）について説明。
- ・電気通信事業者協会永谷オプザーバから資料6について説明。
- ・携帯電話販売代理店団体設立準備会西川参考人（株式会社ベルパーク代表取締役社長）から資料7について説明。
- ・携帯電話各社からお試しサービスの導入状況、期間拘束・自動更新付契約に係る取組の状況、オプションサービスの期間終了後の自動継続について説明。説明内容の概要は以下のとおり。

((株)NTTドコモ 山本参考人)

- ー お試しサービスについては、契約前型を中心に検討。サービスエリア、電波状況を事前に確認してもらうことを目的として、契約前に端末をレンタルで利用できるような仕組みを検討中。
- ー 仕組みの詳細として、例えば、申込みの方法、端末の届け方、レンタルする端末などについて検討中。端末は、基本的には電波確認であるため、当社の指定の端末とすることを考えているが、それでもある程度選択できるようにできないか検討中。いずれにしてもこのサービスを実施することで、事前に電波を確認できるような形を導入したい。
- ー それから2つ目の契約更新時の意思確認強化について、契約更新の際に、今でもプッシュ型の通知を行っているが、現在は希望者に対してのみ実施中。今後は基本的に全ての顧客に対して通知する方向で検討中。
- ー 通知の方法は、満了の際にSMSなどの手段で案内することを考えている。
- ー 2年契約の場合、現行では、25か月目の一ヶ月間は解約金なく解約ができるが、この期間を少し長くできないか検討中。

(KDDI (株) 藤田参考人)

- ー お試しサービスについては、事前型を念頭に検討中。既に事後型で、電波サポート24というサービスもやっているが、それとの整合性をとりながら顧客に迷惑がかからないような方法を社内で検討中。
- ー 期間契約のプッシュ通知の件について、当社は携帯と光のアクセスサービスを提供しているが、これらの利用者を対象に事前にEメールを使って案内することを考えている。請求書での通知は既に行っているが、今後はプッシュ型でEメールにより通知することを考えている。
- ー 期間拘束契約における更新月の拡大については、携帯4社で話しているところだが、当社では検討中。
- ー オプションサービスの無料期間の終了後の扱い等については、まずは顧客に意思確認をするところから始めようとしており、既にトライアルで、1ヶ月間無料で使用できるチケットを顧客に提供するという取組を進めている。今後どう進めていくか検討していきたい。

(ソフトバンクモバイル (株) 松井参考人)

- ー お試しサービスについては、昨年度から電波保障プログラムという、契約してから8日以内であればキャンセルできるということをキャンペーン的に行っていた。当時はキャンペーンという形で、いつでも終了できる建付けだったが、基本的にこの施策は継続していきたいと考えている。TCAの資料でいうと、契約後型のパターンになる。
- ー 2年縛りの関係では、デフォルトでSMSによる更新月の告知を実施する方向で社内確認を進めている。
- ー 契約解除料なしで解除できる期間の延長については、やり方がいろいろあると思うので、消費者サイドでどういうやり方が良いかという観点と、当社の中でコスト回収やサービスを開始できる時期、そういったもの全体を天秤でかけながら、比較的早い時期に対応していきたい。
- ー オプションについては、まだこの場で具体的な取組を説明することは難しいが、オプションサービスにもいろいろなものがあり、例えばオプションに入る期間が限定されているサービスや、利用実績がなかったからといって勝手にオプションを切ってしまうと支障が出るようないわゆる保障系のサービスとかもあるため、オプションサービスを一括りにするのではなく、カテゴライズした上で、いずれにしても消費者保護の観点で、何らか前進した施策を、なるべく早く実施したいということで、社内検討を進めている。

(ワイモバイル (株) 大橋参考人)

- ー お試しサービスについて、当社は8月にワイモバイルという新しいブランドを立ち上げ、まだまだ一般の顧客の方の認知度が低いということもあり、10月か

らキャンペーンという形でスマホお試しプログラムを導入した。いわゆる契約後型であり、8日以内であれば端末も含めて解約できるというもの。始めたばかりなので、どういう改善が必要か、どういうふうにやっていくのかというのはこれからの検討だと思っているが、財務的なインパクトもあるので、そういった点も見ながらこの施策については考えていきたい。

- 2年契約に関しては、顧客への通知の強化は何がしかの形でなるべく早く実施したいということを検討している。
- 無料解約期間の延長についても、旧ウィルコムサービスや旧イー・アクセスサービスなど、まだサービスが混在している段階なので、一斉スタートということは難しいかもしれないが、できるところから顧客にとっていい形で実施していきたい。

・平野主査代理から参考資料3について説明

・質疑

(齋藤構成員)

平野主査代理の報告について、参考資料3の14ページには損害賠償額の実損との対比がその判断基準の1つであるということだが、この実損損害賠償の中には、やはり履行利益といわれているものも当然含んだ概念と理解してよいか。

(平野主査代理)

lost profits という言い方を原文ではしているので、いわゆる履行利益である。契約が履行されたならば得られていたであろうプロフィットがまさに損害の算定の基準として考慮されているということである。

(ソフトバンクモバイル(株) 松井参考人)

平野主査代理の報告について、損害賠償目的なのか、囲い込み目的なのかといった話があったかと思うが、その境界は完全に分けられる世界ではないと感じているが、アメリカの議論では、こういう場合は囲い込みにあたるかといった明確な指針はあるか。

(平野主査代理)

学説では、たとえ損害賠償目的で使っても、効果として抑止力があるので分けきれないではないかといった指摘もある。目的については、様々な証言や社内でのやりとりなど全部、アメリカの訴訟の場合、ディスカバリーで明らかになるが、本件をどう解釈するかというのは、そういった点が判断基準として大きく力点が置かれるという解釈も1つあるし、そういった議論があったとしても、損害額が幾らになるだろうかと、議論をし、算定をし、一応努力をして決めたということになればこれは有効になるのではないかと、という解釈もある。そこについてははっきりクリアになっていないため分からない。この裁判例を受けて、この後、どのような裁判例が出てきたかというのは、今後を見な

ければいけない。

ただ、今後を見たいが、業界が大手のキャリアが逡減する予定損害賠償額制度を取り入れてしまって、これ以降関連した訴訟がなくなったということも明らかになっているので、分からないというところ。

(ソフトバンクモバイル(株) 松井参考人)

一応プリントも当社のグループ会社ということで、我々のほうでも分かる範囲ではちょっと調べてみたい。

(新美座長/主査)

今の議論について、損害賠償請求の場合にはどのような損害があったのかに関しては請求者のほうが立証する必要がある、賠償額の予定が適切かどうかということの根拠も示す必要がある。しかし、プリントはそれが証明できなかったということで、手続きの中でプリント側が折れる結果となったのだと思う。

日本の場合でも損害額の算定に関して期間拘束のある契約における料金の期間拘束のない契約のそれに対する割引率などを根拠として損害を計算しているところであるが、それで良いのかどうかを考えさせる判決だと思う。損害賠償においては現実に被った損害は何なのか、それが難しい場合には、それ相応の合理的な損害額算定方法について、アメリカでは厳しく証明する必要があるということだろう。

(近藤構成員)

TCAに質問だが、新しく始める苦情・相談の体制について、どういう苦情があったかといったことを公開する予定があるか。

(TCA永谷オブザーバ)

公開するという方向で検討はしているが、各事業者から取り寄せたものも含め、どのような形で公開するか、どういう場で行うか、公にするかどうかを含めて検討をしている。

(近藤構成員)

私たちは直接いろいろな場所で、利用者の方から苦情、相談を伺っている立場であり、中には特定の事業者や困った相談について、裏付けの取り方が一番難しいと思っているが、どのように裏付けを取る予定かお聞かせいただきたい。

(TCA永谷オブザーバ)

苦情・相談を窓口で受けたあと、事実認定をどこでするかは非常に難しいポイント。苦情・相談窓口がまだできていないので、今、各事業者のセンターで実際にどのように行っているか、分析したものを持ち寄って話そうという段階になっている。それを踏まえて改めてご報告できる形になれば、報告していきたい。

(長田構成員)

代理店の団体設立準備会、非常にスピードアップして取り組んでいただいていたよかったですと思っている。その中で資料7の6ページの「委員会での取り組み課題(案)」のと

ところで、「①苦情データの収集」のb.に、「事業者／T C Aが保有する苦情データの共有（交渉中）」と書いてあるが、この点についてT C Aはどのように考えているか。

（T C A永谷オブザーバ）

代理店とは今後共有していかなければならないと思っているが、現在苦情・相談窓口がなく、ようやく機能や取組、P D C Aを回すやり方も固まってきたところであるので、これから共有していきたい。

（長田構成員）

両者ともこれから新しくそういう仕組みを作ろうとして、苦労しているところだと思うので、この段階からぜひ力を合わせて取り組んでいただきたい。

（森構成員）

平野主査代理の報告について、この判決、訴訟で予定損害賠償額が、客観的には合理性があるが、その予定損害賠償額を選択した時のその動機において不純なものがあったら無効だというのは消費者保護に厚いと思うが、結構厳しいと思う。引用されている制定法も、カリフォルニア州の法律のようであり、カリフォルニアは消費者保護に厚いということは聞いたことがあるが、他の州でも同じようなことがあるのか。

（平野主査代理）

予定損害賠償の有効性を判断するためには、原則、意図と効果を見ることになるが、最近では意図があまり重視されていないというのが、基本書の一般的な理解だった。しかし、今回カリフォルニアの判例を見ると違うようだ。その原因の1つはカリフォルニア州の本件がB t o C型の、消費者保護的な契約における予定損害賠償の有効性ということであるため、もしかしたら裁判所としてはより消費者保護的な解釈をとったと言えるのではないかと。他州の話はこれから調べさせていただきたい。

それから日本への示唆としては、参考資料3の20ページの一番下の段落に、今日本の6つの裁判例では消費者契約法の10条、9条で金額の話だけしているが、目的や信義則というような話にももしかしたら援用できるかもしれないということはちょっと付言させていただく。

（木村構成員）

T C Aの資料6の7ページにお試しサービスの提供とあるが、契約前型ということは、用意する試用端末は自分が使ってみたい端末を事前にお試しすることはできないという理解でいいのか。それから契約後型の場合は、逆に自分が利用したい端末を契約してこれはちょっと契約したくないなと思ったら解約ができるという、そういう理解でよいか。

（株）NTTドコモ 山本参考人）

契約前型を中心に検討しているが、第1の目的はやはり電波を確認するという事なので、お渡しする端末は基本的には指定をさせていただくことになると思うが、iPhone、それ以外のAndroid系、フィーチャーフォンぐらの種類は用意できないかということを検討しているところ。

端末の操作については、今でもショップの店舗等で実際に機種ごとに試用できる機会は今でも整えているため、あわせて利用いただきたいと考えている。

(KDDI (株) 藤田参考人)

詳細は詰めてはいないが、ドコモからのご説明があったとおり、電波の確認が主な目的。発売する端末についても、周波数、カテゴリという端末の技術の仕様の問題でいろいろ違うため、全部取り揃えてはいきたいとは思っているが、全機種は難しいかもしれない。全店舗に置くか、それとも顧客の要望に応じて送るかなど、色々な方法があると思うので、それも含めて検討させていただきたい。

(ソフトバンクモバイル (株) 松井参考人)

当社の場合は契約後型になるので、基本的に、店頭で契約いただける端末が全て対象になる。

(ワイモバイル (株) 大橋参考人)

当社は契約後型で今キャンペーン的に行っており、できるだけ多くの端末を対象にしたいと思っているが、端末によっては原価が高いものもあるため、現実的には幾つかの機種についてはお試しできないというのもある。

(近藤構成員)

通信事業者としては、電波の確認が目的というのは当然だと思うが、ずっと問題になっている「買ったけど使えなかった」という人をどうするかということは対象にはならないのか。つまり、店舗では簡単ですと行って勧められたが難しくて使えなかったという人が、お試し期間で返却することは許されるのか。

((株) NTTドコモ 山本参考人)

ドコモは契約の前にレンタルする仕組み。希望の端末を全て選ぶことはまではできないと思うが、事前のレンタルでお試しいただくということになる。

(KDDI (株) 藤田参考人)

お渡しする前に端末の特性などを十分に認識した上で契約という方向になる。ただ、今回は役務を対象としているので、端末は触れてもらって、自身で確認してからということになる。役務については、なるべく懇切丁寧に説明したい。

(ソフトバンクモバイル (株) 松井参考人)

当社の場合は電波保証プログラムという形をとっているのですが、基本は電波に満足いただけなかった方に8日間のうちであれば返却してもらおうというスキームですが、実際使ってみたら使い勝手がいまいち良くなかったということで返却されたとしても、当社側で逐一本当に電波がよくなかったかということを実地で検証するわけではないため、そのようなケースも返却はできてしまう。一応当社では返却があった場合には、アンケートを行い、エリアに関して言えばどういったところがご満足いただけませんでしたかというような、最低限のチェックは行っている。

(ワイモバイル (株) 大橋参考人)

当社は、8月に新しいブランドを立ち上げたということで、現在のスマホお試しプログラムは、店舗に来て使用してもらい、長く使ってもらいたいということを目的にしており、現時点では、利用者から解約の申出があった際に、理由を聞いてその理由によって解約を断るということは行っていない。

(近藤構成員)

九州のある店舗では、65歳以上の方には使い方をお教えしませんでしたと言われてしまったようで、電波ではないところでトラブルが発生している。その辺りをもう少しご理解いただけるとありがたい。

(若林構成員)

このお試しサービスの利用者側の費用負担はどのようなものがあるのかということをお教えいただきたい。

((株)NTTドコモ 山本参考人)

事前型で契約前にレンタルで使っていただくことを考えており、できるだけ負担が少ないほうがいいと思っているため、無料も含めて、どこまでできるのかということをお検討中。

(KDDI (株) 藤田参考人)

KDDIも事前型を念頭に検討中だが、まだ詳細を決めていない。ただ、一部グループ会社などで、無料で実施しているものはある。

(ソフトバンクモバイル (株) 松井参考人)

当社のプログラムは、基本的に、従量の通信料や海外で使用した分については、返却があっても、その分は使ったということで徴収している。

(ワイモバイル (株) 大橋参考人)

ソフトバンクと同じ。短期間であっても、その短期間の中で大量に使用することを目的に契約する人もいますので、やはり国際ローミングの場合や1日一定量使用した場合の追加のデータ使用料については徴収している。

(木村構成員)

事前前型ということはレンタルということで、分かりやすい話のたとえだと思うが、利用者が申し込む時に、例えばショップで申し込むのか、事前に電話をするのかというように、どのような形態で考えているのか。

それから、契約前とは言え、契約のようなことをするわけなので、個人情報の取り扱いについてどのようにお考えなのか。

((株)NTTドコモ 山本参考人)

申込みの方法について、電話で申し込みをしてもらい、利用者の自宅に配送し、試用が終了したら、ドコモに送り返すという方法を検討中。ショップでお試しの要望があった場合は、ショップから電話で対応することになる。

個人情報については、今の本契約と同じように管理していくことを考える必要がある。

(KDDI (株) 藤田参考人)

まだ細かい形態は決まっていないが、試用端末の個人情報は店頭でクリアにして、次の方にお渡しするというを行う必要があるが、運用のやり方などは、詳細に調べているところ。個人情報は確かに懸念事項の1つであるので、確実に利用者の前で消して渡すような方法を作っていきたい。

形態については検討中ではあるが、貸し出して返ってこなかったというようなことを防ぐような手段はとることになる。

(ソフトバンクモバイル (株) 松井参考人)

契約後型だが、電波保障プログラムを何回も利用する利用者については、当社の中でチェックをして、余りにも頻繁にプログラムを使って何回も返却をするという利用者に関してはお断りをする可能性もあるという観点で、一定程度個人情報を保持している。

ただ、それは必要以上に持っているということではなく、一般契約と同等かそれ以下で削除するというような対応をしている。

(ワイモバイル (株) 大橋参考人)

契約後型なので、一旦契約することが前提にあるので、個人情報の取扱いについては通常の利用者と同じように取り扱っている。

(齋藤構成員)

契約前型だと契約前に携帯端末を渡すことになるが、携帯電話本人確認法との関係では本人確認が必要になる。契約前型の場合には通話のできないデータ通信だけの端末の貸し出しになるということだったが、それが前提で本日説明いただいたということでのいか。

また、契約後型は一度契約を行うので、契約の時に本人確認法に基づいた本人確認の手続を行った上で、通話もできる端末が渡されるということでのいか。

((株) NTTドコモ 山本参考人)

契約前型を検討中だが、音声については制限をし、データ通信を使用していただくことで電波を確認してもらうことを考えている。

(KDDI (株) 藤田参考人)

ドコモと同様。本人確認法があるということは重々承知しており、法律に則って実施する。

(ソフトバンクモバイル (株) 松井参考人)

契約後型であるので、当然本人確認は行う。キャンセル前提で契約しているわけではないので、そのまま音声も含めてサービスを利用可能。

(ワイモバイル (株) 大橋参考人)

ソフトバンクと同じ。8日間の短期の契約としてではなく、通常と同様の契約手続きを行っている。

(是枝構成員)

一般の消費者に向けたお試しの周知方法はどのように考えているのか。

(株) NTTドコモ 山本参考人)

まだ具体的な案内方法は決まっていないが、基本的にはホームページを中心に案内をしていくことになると思う。

(KDDI (株) 藤田参考人)

現在検討中。

(ソフトバンクモバイル (株) 松井参考人)

当社は現在実施中であるので、ホームページ上の告知及び電波保障プログラム専用のチラシを作って店頭で配布をしている。

(ワイモバイル (株) 大橋参考人)

ソフトバンクと同様。店頭で紹介している。

(新美座長/WG主査)

「ICT サービス安心・安全研究会報告書」については、パブリックコメントで寄せられた意見に対する考え方と合わせて、概ねご了承いただいたかと思う。本日の議論を勘案した上で、「パブリックコメントで寄せられた意見に対する考え方」と併せ、座長である私に一任の上で取りまとめさせていただき、速やかに公表させていただきたいと思うが、いかかがか。

(一同異議なし)

(新美座長/WG主査)

それでは速やかにとりまとめの上、公表とさせていただきたい。

## (2) 青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた取組

・事務局から資料8について説明。

(清原構成員)

平成26年、初めて総務省、内閣府、文部科学省等を中心にこの「春のあんしんネット・新学期一斉行動」が行われた。三鷹市でも、学校教育については教育委員会が責任を持っており、PTAとも連携しているが、市長部局は青少年の健全育成について、様々な取組をしており、市長部局と教育委員会そしてPTAが一体となって、この「春のあんしんネットの新学期一斉行動」を行った。

この取組というのは新学期になってからというよりもむしろ、新学期を迎える年明けぐらいから、それぞれのプロセスの中で活動したところだが、昨年の活動を踏まえ、全国的に何らか地域的な特徴について感じたところがあれば教えていただきたい。

それから提案であるが、平成27年春の「あんしんネット・新学期一斉行動」はきわめて重要であると考えており、この研究会の調査でも、現在携帯電話よりもスマートフォンの普及が低年齢層でも広がっているということやその保護者においてもスマートフォンが一般的になっているということが明らかとなっており、事業者は販売等の時にし

っかりとフィルタリング等の情報提供を行い、手続を進めるということは言うまでもないことだが、やはりPTA等の団体との一層の連携、保護者の皆様の意識啓発はとても重要だと考えている。その面で、文部科学省との連携がさらに重要だと思うが、平成27年に向けて、総務省がそうした保護者への働きかけについて、26年の経験を踏まえてどのように進めようとしているか、展望を教えてください。

いずれにしても「一斉」ということがとても大事だと思っている。すなわち、教職員が子供たちの安全・安心を守る責務を果たす観点からの、また、保護者が子供たちがネットワークの利便性を享受しつつも、決して犯罪の加害者や被害者あるいはいじめ等の当事者にならないようにという思いに基づく観点からの取組としても意義あるものと思っている。ぜひ教職員と保護者が連帯して、特に事業者にも協力いただき、進めていただきたい。

(吉田消費者行政課長)

まず平成27年の取組については、去年は初めてということで、必ずしも準備期間が十分でなかったということもあるということが1点。このペーパーにも入っているが、12月の段階から取組を進めていきたいと思っており、内閣府、文科省はじめ関係府省とも、今日研究会の議論も踏まえ、十分に連携、調整の上、進めていきたい。

地域的な特徴等について、総務省の各地方の総合通信局と各市町村、PTA、各事業者との連携を図っており、今年は準備段階から打合せを行いながら進めている。

(橋本消費者行政課課長補佐)

地域的な特徴について、去年は正直なところ、あまり時間的な余裕がなく、準備が不十分だった面もあるが、例えば東北では全県でイベントを行ったり、e-ネットキャラバンで研修なども様々行ったりしたところ。また、九州の熊本では、入学式の保護者説明会に総合通信局から説明させていただき、それが地域のローカルニュースで取り上げられたということもあり、循環としてはよかったのではないかな。

(吉田消費者行政課長)

各地域でどういう取組をやっていくかという点については、各地域での青少年の安心・安全な利用に向けた活動の事例集を作っている。

どのような取り組みが有効かというようなことも、事例集などの活動を通じて広くすることが重要かと思っており、活動の蓄積を積み重ねてより有効なものにしていきたい。

(清原構成員)

26年については、国から教育長や市長宛にこのような取組をするという文書による通知が届いた。PTAにもそのような通知をされたと承知している。

一方で、取組の通知を自治体にしていくことは、1つの重要なきっかけになると思うが、その時に、先ほど紹介のあった事例を紹介するホームページのURLなどを書いて通知を出すということは有用。

やはり地域によって、情報の量の違いや関心の違い等によって差が生じないとも限ら

ず、全国的に一定の平準化された取組としてなされるのが有用であり、事例集などは大いに参考になると思う。

なお講習会等では、講師は必ずしも専門家だけではなく、大学生や高校生が中学生に講習するようなこともあり得るので、形式にとらわれない自由な取組を各地域ができるとともに、最初の一步は事例集が役に立つと思うので、普及をよろしく願いたい。

(近藤構成員)

安心ネットづくり促進協議会に参加をして、シニアの人たちが、地域の保護者や小学校の特に低学年の人たちにスマホの使い方を教えるということをして、この夏から取り組んでいるが、大変苦勞している。ある地域においては子供たちにスマホを持たせない運動というを行っているようである。小学校の保護者は20代、30代であり、自分たち自身もトラブルに巻き込まれる可能もあるということはよく理解しており、子供には持たせたくない、渡したくないという保護者もたくさんいる。この「春のあんしんネット・新学期一斉行動」は重要な活動だと思うので、連携をする枠組みがあるとありがたい。

(長田構成員)

何年前かまでは、フィルタリングをデフォルトでキャリアが入れるということで青少年向けの対策がかなり進んだ時期があった。ところが、それから一気に端末も変わり、ネットのつながり方も変わったということで、課題が非常に大きくなっており、今、第三者機関の取組なども非常に苦勞しているところがあると認識している。その中でまずは、電気通信事業者が中心となって進めてきたキャリアとしての経験など、今回ぜひ支援として役割を果たしていただきたい。

それからもう1つ、総務省に質問だが、ここの課題にも出てくるが、MVNOに対する働きかけはどのくらい進んでいるのか教えていただきたい。

(吉田消費者行政課長)

MVNOの取組については、MVNOの事業者の場合はどういうやり方でフィルタリングを提供するのが一番効果的なのかといったところもあり、テレコムサービス協会のMVNO委員会でその方策の検討を進めていただいている。そういった取組を念頭に、この参考資料1のモバイル創生プランの中でも、関係事業者の取組ということの本年度中に結論を得て取組を行うといった方向性も打ち出されているので、総務省としても促進をして参りたい。

それから、清原構成員からの意見で出てきた通知については、今年も行う予定であるが、去年は遅かったという話もあることから、1月中には出したいと考えており、関係省庁にも総務省から働きかけていきたい。

(長田構成員)

ぜひスピードアップして取り組んでいただきたい。MVNOへの働きかけを総務省としても願いたい。

(木村構成員)

取り組みについては、高校やPTAなどが多いが、一人暮らしを始める大学生に対しては何かフォローなど考えているか。初めてスマートフォンを手にするのであれば、大学に入る時に買い替えることもあるかと思うので、高校の卒業時もしくは大学の入学時にそういうフォローをするというご検討はあるか。

(吉田消費者行政課長)

中心というところはやはり中学生、高校生。むしろ今は低年齢化というところも言われており、小学生や場合によってはその前から使い始めるといったこともあろうかと思っている。大学生については、明示的に対象となっていないわけではないが、例えばe-ネットキャラバンのような、啓発活動でも、大学からも要望があったりすることもあり、木村構成員の指摘も踏まえつつ、今後のやり方考えていきたいと思う。ただし、主眼としてはやはり小中高というところを中心にどの範囲で取り組んでいくことになるかということではないかと思う。

(木村構成員)

社会人になったり、進学時や一人暮らしをする時にトラブルに巻き込まれる事例が多いと聞いておりますので、高校卒業を見据えて早い時期から行うことも重要。ぜひその辺のところご検討をお願いしたい。

### (3) 「個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」の設置について

・事務局から資料9について説明。

(大谷構成員)

検討スケジュールが平成27年3月頃ということであるが、この時点では現在パーソナルデータの研究会等で大綱に基づいて検討されている個人情報保護法の改正なども踏まえた形での検討、例えば身体的な特徴として指紋の情報や携帯電話の番号なども、1つの個人情報に相当するものとして扱われるような動きについて議論がなされているかと思うが、そういったことも踏まえてとりまとめがなされるという理解してよいか。

(吉田消費者行政課長)

個人情報保護に関するガイドラインの見直しは、現在の制度のもとでも速やかに対応を行うことが求められているということがあるため、まずは速やかにやるべきこと自体を対象としていくということになる。

ただ、パーソナルデータ全体の制度の見直しも進んでおり、そうした方向性と合わせつつ検討していくこととなる。もう少し検討に要するような事項については、主査の示唆によって、ワーキングの検討を継続していくこととなるかと考えている。

(大谷構成員)

専門的な特性のあるサービスを前提としているため、政府の各部局での検討に対してこちら側からある程度情報の提供なり協力ができるように、並行して検討を進めた上で、とりまとめにはやはり十分な時間が必要であるので、いま伺ったスケジュール感が適切

かと思う。

それから、携帯電話の番号等の情報、識別番号などの取扱いについては、ぜひこの研究会で出た議論なども積極的に提供されていくように連携をとっていただきたい。

(新美座長／WG主査)

このワーキングの設置について承認いただけるということでよいか。

(一同異議なし)

(新美座長／WG主査)

今後メンバーの選定などの具体的な作業は事務局で詰めた上で、議論を進めることにしたい。

以上